

三豊市農業委員会 11月定例総会議事録

令和4年11月21日午後1時30分より、三豊市農業委員会11月定例総会を三豊市危機管理センター 301・302会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 30名(農業委員24名、農地利用最適化推進委員6名)

【農業委員】

(出席○・欠席ー)

1番	堀江 博	○	2番	岡根 譲	○	3番	石井 徳和	○
4番	笠原 孝弘	○	5番	奈尾 正敏	○	6番	近藤 省三	○
7番	香川 政雄	○	8番	秋山 正伸	○	9番	大橋 正幸	○
10番	糸川 正	○	11番	三宅 幸一	○	12番	前谷 晃年	○
13番	丸岡 祐二	○	14番	安藤 弘	○	15番	長堀 和行	○
16番	藤川 剛	○	17番	菅 充司	○	18番	石原 剛	○
19番	組橋 進	○	20番	河田 進	○	21番	岡崎 和朗	○
22番	宮崎 和代	○	23番	吉田 由紀	○	24番	山岡 正士	○

【農地利用最適化推進委員】

7番	近田 典章	○	11番	羽野 正信	ー	23番	藤川 達也	○
32番	竹内 巧	○	41番	矢野 直樹	○	50番	松永 克喜	ー
59番	喜田 秀次	○	63番	藤田 仁志	○			

2. 署名委員

8番 秋山 正伸
18番 石原 剛

3. 傍聴人

なし

4. 事務局の出席者

事務局長 片桐 伸尚
事務局次長 岡崎 英司
主任 菅原 雅慶
主任 大井 要平

5. 議題

議案第 1号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知の件について(報告)
議案第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 6号 農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について
議案第 7号 非農地通知の件について
議案第 8号 農用地利用集積計画の件について
その他の件について

7. 開会 【午後 1時30分】

事務局長 それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会11月定例総会の開会にあたりまして、堀江会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆様、こんにちは。今日は定例総会ということで、大変お忙しい中お集り頂きありがとうございます。今年度も残すところあと僅かとなりました。今年度はコロナやロシアの問題など、国内的にも国際的にも不安定な状態が続いております。皆様方には農地パトロール等をご協力頂きありがとうございます。本日はお手元に、遊休農地の利用意向調査についての書類があるかと思えます。その件については、担当から後ほど説明して頂きますので、またお願いを致します。推進委員さんにおいても、農業委員さんと一緒になり活動して頂き、熱くお礼を申しあげます。また、農地の優良農地については、農業振興地域の地域内に入っているということになります。来年度、その農業振興地域の見直しがされます。農業振興地域の除外をしないと売買や農地の転用ができないのですが、見直し期間はそちらが止まります。農業委員さん、推進委員さんにおいてはそのことを知って頂き、今後アドバイスをお願いできたらと思えます。今日の審議議案についてはそう多くはございませんが、皆様にご協力頂き、スムーズに進行できますようよろしくお願い致します。

事務局長 ありがとうございます。ただいまの出席農業委員は24名です。定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

本日は、「感染拡大防止対策期」であることを受け、引き続き定例総会においても入室前の手指の消毒やマスクの着用をお願いしております。また、座席の配置を変更し、会議中は換気のため窓を開放します。会議時間を短縮するため通常より簡潔に議案説明をいたします。分かりにくいところなどありましたら、説明後に質問をお願いいたします。また本日出席いただいている推進委員さんにおいては提出された意見を述べることは差支えありませんが、裁決には参加できませんのでよろしくお願い致します。それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長をお願いいたします。

議長 ただ今から、三豊市農業委員会11月定例総会を開会いたします。最初に、本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号8番 秋山 正伸委員さんと、18番 石原 剛委員のご両名をお願いいたします。本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第1号 番号1号から番号10号を朗読 〕

以上10件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長 ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号10号の10件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。5ページを開いてください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第2号 番号1号を朗読 〕

議長 ただいまの議案第2号の報告に関しての質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の番号1号の1件の報告事項は、異議なしと認めます。6ページを開いてください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。なお、番号3号の案件については、議事参与となりますので、関係する委員については退席をお願いいたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」番号3号の議案説明をさせていただきます。

〔 議案第3号 番号3を朗読 〕

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

10番 番号3号について説明します。譲渡人と譲受人の関係は親戚です。譲渡人は、家の事情で管理ができないので、申請地の近くで農業を営んでいる譲受人に相談したところ話がまとまりました。申請地は、耕作するのに問題はありません。譲受人は今後、経営規模を拡大していく予定です。周辺農地への影響ありません。ご審議お願い致します。

議長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議 長 ないようでございますので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号3号についてお諮りします。
ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号3号の1件は適当と認め許可することと決定いたします。ここで関係する委員さんの入室を許可します。審議を続けます。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」番号1号から番号2号、番号4号から番号10号について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第3号の番号1号から番号2号、番号4号から番号10号の議案説明をさせていただきます。

[議案第3号 番号1号から番号2号、番号4号から番号10号を朗読]

以上9件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

6 番 番号1号について説明します。譲渡人と譲受人は親戚です。申請地は以前から譲受人が耕作しており、今回、譲渡人から農地を買ってほしいと相談があり売買が成立しました。譲受人は所有農地を全て耕作しております。周辺農地への影響はありません。ご審議お願い致します。

7 番 番号2号について説明します。譲渡人と譲受人は他人です。申請地は、譲受人が借りて耕作をしておりました。譲渡人が農業をしなくなり、以前から譲渡人の方から買ってほしいとの相談があり今回売買が成立しました。周辺農地への影響もなく問題ないと思いますのでご審議お願い致します。

1 3 番 番号4号について説明します。譲渡人は管理が難しいため、同じ自治会の譲受人に相談したところ話がまとまりました。今後は、水稻を栽培するそうです。周辺農地への問題ありません。ご審議お願い致します。

番号5号について説明します。譲渡人が高齢で農地の管理ができなくなったため、同じ自治会の譲受人に相談したところ売買が成立しました。周辺農地への問題ありません。ご審議お願い致します。

番号6号について説明します。申請地の周辺農地は譲受人がまとめて買って農地復帰させています。申請地が最後の農地で、売買が成立しました。農地復帰後は野菜を作付けする予定だそうです。ご審議お願い致します。

1 4 番 番号7号について説明します。譲渡人と譲受人は親戚です。譲受人は以前から譲渡人の農地を借りて耕作しています。譲渡人が農業をできなくなり、今回話がまとまりました。申請地は綺麗に整地されており、周辺農地への影響ありません。ご審議お願い致します。

1 5 番 番号8号について説明します。譲渡人と譲受人は他人ですが、同じ自治会です。譲渡人は兼業農家で経営規模の縮小を考えており、譲受人も兼業農家ですが経営規模を拡大したいと考えており、今回の無償での譲渡が成立しました。周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議お願い致します。

番号9号について説明します。譲渡人と譲受人は他人ですが、同じ自治会です。譲渡人は、兼業農家ですが農業をすることができなくなり、譲受人に相談したところ売買の話がまとまりました。周辺農地への影響ありません。ご審議お願い致します。

2 0 番 番号10号について説明します。譲渡人と譲受人は他人です。経営規模を縮小したい譲渡人と、規模を拡大したい譲受人の間で話がまとまりました。申請地は綺麗に管理されておりました。周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議お願い致します。

議 長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたのでこれより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定により許可申請の件について」の番号1号から番号2号と番号4号から番号10号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号2号と番号4号から番号10号の9件につきましては、適当と認め許可することと決定いたします。次に進ませさせていただきます。9ページをお開きください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第4号 番号1号から番号2号を朗読]

なお、農地区分につきましては、全て第2種農地になります。以上2件につきましては、営農条件および市街地化の現状から判断する立地基準、転用の確実性および周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので提案申し上げます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 事務局の説明が終わりました。委員説明はありませんので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようですので議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号2号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号2号は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。10ページをお開き下さい。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の議案説明をさせていただきます。

[議案第5号 番号1号から番号9号を朗読]

農地区分につきましては、番号8号は駅から300m以内に位置し、第3種農地に該当します。その他は、全て第2種農地に該当します。以上9件につきましては、営農条件および市街地化の現状から判断する立地基準、転用の確実性および周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準、に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

10 番 番号3号について説明します。位置図と公図をご覧ください。譲受人は、規模拡大の為に、倉庫と駐車場を建てたい為に土地が必要になり、不動産業者を通して、譲渡人と話がまとまりました。周辺農地への問題はないと思われまます。ご審議お願い致します。

番号4号について説明します。位置図と公図をご覧ください。貸人と借り人は親子です。今回、借人の事業拡大に伴い、資材置き場、駐車場としての土地が必要となり、今回の申請となりました。水利組合についても問題ありません。周辺農地への問題はないと思われまます。ご審議お願い致します。

2 番 番号6号について説明します。位置図と公図をご覧ください。本人と本人の飲食店ということで本人同士の申請になります。問題ないと思われまます。ご審議お願い致します。

14 番 番号8号について説明します。位置図と公図をご覧ください。宅地の境界

線についての解消するための申請です。周辺農地への問題はないと思われまます。ご審議お願い致します。

15 番 番号9号について説明します。位置図と公図をご覧ください。現地を確認したところ、周辺農地への問題はないと思われまますので、ご審議お願い致します。

議 長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようですので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号9号についてお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号9号の9件については適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進めさせていただきます。13ページをお開き下さい。議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号から番号2号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」のご説明を申し上げます。

[議案第6号 番号1号から番号2号を朗読]

なお農地区分につきましては、全て第2種農地に該当します。よろしくご審議の程お願い申し上げます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。委員説明はありませんので、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 ないようですので、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1、番号2をお諮り致します。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1、番号2の2件につきましては、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませて頂きます。14ページをお開き下さい。議案第7号「非農地

通知の件について」を議題と致します。なお議案第7号のうち、番号2の案件につきましては、議事参与となりますので、関係する委員については退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号「非農地通知の件について」の番号2番をご説明させていただきます。

〔 議案第7号 番号2を朗読 〕

本件につきまして農業委員会は利用状況調査によるB分類の赤判定と判定した農地につきましては総会にお諮りし、農地及び非農地の判断を行うこととなっています。よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

8番 番号2号について説明します。位置図と公図をご覧ください。農地パトロールで赤判定となった農地です。申請地を含み周りも雑木林となっております。非農地と判断するのに問題ないと思われま。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑には入りませ。みなさんご質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようございませので、議案第7号「非農地通知の件について」の番号2号についてお諮りませ。ご異議ございませんか。

一同 〔 異議なしの声あり 〕

議長 異議なしと認めませ。よって議案第7号「非農地通知の件について」の番号2号の1件は適当と認め許可することと決定いたませ。ここで関係する委員さんの入室を許可ませ。審議を続けませ。議案第7号「非農地通知の件について」番号1号、番号3号から番号8号について、事務局の説明を求めませ。

事務局 議案第7号「非農地通知の件について」の説明をさせていただきます。

〔 議案第7号 番号1号、番号3から番号8号を朗読 〕

本件につきまして農業委員会は利用状況調査によるB分類の赤判定と判定した農地につきましては総会にお諮りし、農地及び非農地の判断を行うこととなっています。本総会で非農地との議決を頂きませたら、土地所有者に対し、非農地通知を送付し、登記地目の変更を要請致ませ。また、県の関係機関や法務局に対し、非農地通知一覧表を送付致ませ。農業委員会におきませても、農地基本台帳の整備を行いま。以上7件、よろしくご審議のほどお願い致ませ。

議長 事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いし

ませ。

6番 番号1号について説明ませ。位置図と公図をご覧ください。現地を確認したところ、進入路も申請地も竹や木々が茂っております。非農地が妥当だと思われませ。ご審議お願いします。

13番 番号3号について説明ませ。位置図と公図をご覧ください。完全に山の一部となり農地の堺もわからなくなっております。重機が入れるところもなく、非農地通知が妥当だと思われませ。ご審議お願い致ませ。

番号4号について説明ませ。位置図と公図をご覧ください。状況は3番と同じです。したがって非農地通知が妥当だと思われませ。ご審議お願い致ませ。

14番 番号5号について説明ませ。位置図と公図をご覧ください。周囲一帯が山林化しており、農地として復元は難しいと思いま。非農地通知が妥当だと思われませ。ご審議お願い致ませ。

17番 番号6号について説明ませ。位置図と公図をご覧ください。大きな木が生えており、山林化している箇所ですので全て非農地が妥当だと思われませ。ご審議お願い致ませ。

19番 番号7号について説明ませ。位置図と公図をご覧ください。一体が山林化しており復帰は困難だと思いまので非農地が妥当だと思われませ。審議お願い致ませ。

番号8号について説明ませ。こちらも山林化しており非農地が妥当だと思われませ。ご審議お願い致ませ。

議長 担当委員の説明は以上です。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようございませので、議案第7号「非農地通知の件について」お諮りいたませ。ご異議ございませんか。

一同 〔 異議なしの声あり 〕

議長 異議なしと認めませ。よって、議案第7号「非農地通知の件について」番号1号、番号3から番号8号の7件につきましては、対象地を農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することと決定いたませ。それでは次に進ませさせていただきます。17ページをお開きください。議案第8号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたませ。事務局の説明を求めませ。

事務局 「農用地利用集積計画の件について」を説明いたませ。この農用地利用集積計画につきましては農業経営基盤強化促進法の第18条第1項

の規定に基づき農業委員会の決定が求められています。17ページから54ページまでの農業者相互の貸借権の設定については件数74件、面積が14.24ヘクタールでございます。また農地中間管理機構を介した一括方式による貸借につきましては55ページから60ページまでとなっております。農地の管理者から、香川県農地機構への貸付と、農地機構から耕作者の転貸を一括して掲載しております。耕作者に転貸する件数は11件であり、面積は2.9ヘクタールとなっております。以上利用権の設定85件の申し出につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件にあります全てにおいて耕作の事業を行うこと、耕作の事業に必要な作業に常時従事すること、対象農地を効率的に利用することができることと、3つの要件を満たしております。ご審議よろしくお願ひ致します。

- 議 長 事務局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。何かご質問ありませんか。
- 一 同 [なしの声あり]
- 議 長 ないようですので、議案第8号「農用地利用集積計画の件について」はお諮りをいたします。ご異議ございませんか。
- 一 同 [異議なしの声あり]
- 議 長 異議なしと認めます。よって議案第8号「農用地利用集積計画の件について」85件すべて適当と認め、原案の通り決定と致します。本日予定していました議案の審議は以上です。ありがとうございました

その他の件

1. 農業経営改善計画の認定について(通知)
2. 農地法第3条の規定による許可の取消願について
 申請人 (譲渡人) A
 (譲受人) B
 許可を受けた権利の種類 所有権の移転
 取消理由 転用するため
3. 農地法第3・4・5条の審査基準(準則)の一部改正について
 短期所有に係る農地等における留意事項の廃止(R4.11.10施行)
4. 遊休農地の利用意向調査について

5. その他

- (1) 12月定例総会について
 日 時 令和4年12月15日(木) 午後1時30分
 場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について【時間 13:30~16:00】

相談日	開催場所	相談委員	
12月7日(水)	危機管理センター 1階 打合せコーナー1	三野町：前谷晃年	豊中町：長堀和行
		詫間町：菅 充司	仁尾町：河田 進

- (3) 配布物
 ・農政情報 No.382 (令和4年11月号)

閉 会 【 午後 3時20分 】

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名捺印する。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____